

シラスウナギ（特定水産動植物）について

令和5年12月1日から、
シラスウナギが追加されました

- 令和2年12月1日から、特定水産動植物（アワビ、ナマコ）の採捕が禁止されましたが、**令和5年12月1日からシラスウナギが適用**されました。




※シラスウナギ・・・13cm以下のウナギ

- 道内では、漁業が成り立つほどの資源は確認されていませんが、河口域で生息が確認されている。
- 遊漁者、漁業者が違法な採捕、間違っ採捕しないよう、周知を行っています。

一般の皆様へ

あわび、なまこ、しらすうなぎは採捕してはいけません！

特定水産動植物

あわび	なまこ	しらすうなぎ (13cm以下のうなぎ)
		


2023年12月から追加！

上記3つの**採捕は法律により禁止**されています。
(漁業法第132条)

**採捕した数量や場所にかかわらず、
また個人的な消費を目的としたものであっても
採捕は禁止**で、違反した場合は、
3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金
が科されます。

○他の水産動植物は採捕していい？
各都道府県の漁業調整規則等によって、水産動植物を採捕する際に使用できる漁具漁法、禁止区域、禁止期間、魚種ごとの大きさの制限など、様々な規制が決められています。
採捕の前に各都道府県の水産部局へお問い合わせください。

詳しくは、
密漁を許さない～水産庁の密漁対策～
水産庁 管理調整課 沿岸・遊漁室



(水産庁資料)